
<議事要旨> 第4回 東横堀川等水辺空間のあり方検討会

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 13:00~14:45
 2. 開催場所 中央区役所 6階 601会議室
 3. 出席者
【有識者】3名(学識経験者)
【大阪市関連部局】経済戦略局 観光部 水辺魅力担当課長
中央区役所 市民協働課長
建設局 公園緑化部 調整課長代理
【事務局】建設局 道路河川部 河川課長、課長代理、担当係長2名、係員1名
 4. 議 事
 - (1) 開会挨拶(事務局より)
 - (2) 出席者紹介(事務局より)
 - (3) 検討事項(事務局より)
 - 1) 東横堀川等水辺空間のめざすべき将来像と整備のあり方について
 - 2) その他
-

■意見概要

1. 東横堀川等水辺空間のめざすべき将来像と整備のあり方について

①第3回検討会の振り返り

- 意見なし

②東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針(案)について

- 4.1に掲載の「東横堀川全川での水辺のネットワークのイメージ」について、川沿いだけでなく、東西方向のまちのつながりも表現できると良い。
- “地先利用”について、東横堀川の河川敷は河川区域に重複して公園区域として指定されており、公園に面する建物から収益施設を占用物件として設置することは、都市公園の公平性の観点から難しい。今後法的な取扱いの工夫を検討していきたい。
- 策定する基本方針としては現在の内容で問題ない。今後に向けて、都市計画上のルールも実務レベルでは考えていく必要があると考える。今後も検討の結果を共有していただきたい。
- パースに「屋台」が描かれており、一般に許可されていない行為が東横堀川では許可されるように見えるが問題ないか。
- 東横堀川では既にβ本町橋ではパースに描いたような簡易な出店をされている。東横堀川の水辺の魅力空間として、簡易な出店によるにぎわいづくりをパースで示したい。

- 公園では、公的な位置づけやイベントとしての一時的なものを除いて、単なる商業活動は許可されていないため、東横堀川においても“常設”の屋台の出店は許可されない。
- 先行事例となる道頓堀川においては、一括管理の受託者により、イベント時のみ周辺商店街から屋台を出しているが、平時に第3者が遊歩道に屋台を置くことはお断りしている。
- パースの屋台については正統性があるものと捉える。最終的な掲載については、パブリックコメントで寄せられる意見を踏まえて検討していく。
- 5.5「持続的な利活用の推進」に掲載の指定管理制度の事例として、大阪城公園の J0-TERRACE を挙げているが、指定管理制度の中でも特殊な事例であるため、制度の一例として挙げるには違和感がある。街区公園での指定管理の可能性を示唆すること自体は必要であるが、事例としての適性について確認のうえ、修正した方が良い。
- ロードマップの表現について、中期後半と長期の違いが見て取れないため、短期と中期だけの整理としてはどうか。
- 河川整備計画が 2045 年までの完了を計画しており、長期まで記載することを基本とした。また、全川の護岸整備を行う中で継続的に地域と対話することを表現する意図もある。
- 5つの取組方針のまとめとして一覧表示する意味もあるので、行と列の整理は現状の形を残してはどうか。中期と長期の違いは、区間 A の工事進捗で表されている。

③今後のスケジュール（予定）

- 意見なし。